昭和48年11月17日第三種郵便物認可

若疑シク覚候ハバ
我等ノ所業終候処ヲ
爾等眼ヲ開テ看ヨ

9月20日
毎月5日、20日発行
第77号
価格50円
定期購読 半年分 800円 一年分 1500円 (〒代共)
(密封・半年900円一年1800円)

叛旗
共産主義者同盟

発行所／蒼氓社
編集人 仲代真理 発行人 川崎文人
東京都新宿区百人町1−11−31斉藤ビル内(郵便番号160)
電話 03(362)0149／振替東京162856番(宛先共産同「叛旗」編集委員会)／関西蒼氓社 電話 06(451)4803

10月5日 刑法改悪阻止討論会
所／武蔵野公会堂第四会議室
時／5時半 (招請文別掲)

<第一回>
刑法改悪と時代情況
●時／10月5日（土）午後5時30分開場
●所／武蔵野公会堂第４会議室
（中央線吉祥寺駅南口下車２分）
●主催／刑法改悪阻止闘争委（準備会）

刑法改悪阻止に向けて
公開連続シンポジウム

●発言／安田正（刑法学者）
弁護士、吉岡忍（闘争委）

10・5刑法改悪阻止討論集会へ

全国の同志、友人、購読者諸兄へ。刑法改悪阻止「公開連続シンポ」への招請状をお届けします。周知の通りさる五月二九日法制審最終答申以降「改正刑法草案」は、今や政治課題のひとつとして、日程に登り、法務省を中心とした「政府案」作成に向けて、国民的合意の美名(?)の下に「改正刑法」に生命を与えんとしています。九月二〇日には、法務省官僚の手で「刑法改正をどう考えるか」という国民向けパンフと称した形式的内容の啓蒙書を作成しています。

彼らの論理のヌエ性は、常に、民衆の生活過程の利害防衛を前面に押し出しながら、必ず「公的、公共事」を判断の根拠に置いていることで、例えば「改正刑法草案」批判のひとつとなっている労働運動や公害反対運動などの集団行動を弾圧するものである、という批判に対して、啓蒙書の内容はこうなっています。

『労働運動、公害反対運動、消費者運動などの集団行動は、それが正当なものである限り、法律によって制限すべきものではありません。』『しかし、集団行動であるからといって、あるいは、その目的が正当であるからといって、何をしてもよいというわけではないことはもちろんで、労働組合法には、暴力に訴えることが許されないことがはっきり規定されています。』

この様に、支配者の思想は私的利害や自由意志、表現行為、あるいは徒党を組むこと自身に対して〈法〉という共同規範内で許容するが、それ自身を否定する表現や利害の強調に対しては徹底して弾圧してくることを宣言しているようなものです。ここが、刑法闘争の思想の党派性の基準になります。それは、現存の秩序と価値観から離脱した論理と生活を創ることです。

私達は、「政府案」作成段階だからといって手を拱いている訳にはいきません。自らの生活価値を自爆するとともに、私達は「犯罪」発生の根拠を探り、公共性による解決形態を打破すべきです。

全ての皆さん、日常生活域での矛盾を民衆経験の固有な力で処理するとともに、政治闘争としての刑法問題を自らの権力形成に向けた契機としようではありませんか。

今後私達は、刑法闘争の諸回路ではありますが、持続的な「シンポジウム」を開いてゆきたいと思います。国会上程以前に、実質的に刑法改悪阻止の戦線を強固に構築せん！

危機の諸様相を抉り真の課題を透視せよ

インフレ、刑法闘争、朝鮮問題、部落解放問題のつきつけるものは何か

「情勢論」「政治方針」をめぐる請前提

政治的実践概念・原則の再構成

朝鮮・アジア問題への実践的態度

好評発売中！
更に、また、現在より起て
自立と日常
(戦後)経済の思想的批判 ――吉本隆明
インフレ生活価値破壊へ日常圏から反撃せよ ――神津陽
発行／蒼氓社 定価／250円

刑法闘争の戦線構築を準備せよ！

全国の同志・購読者諸兄！刑法闘争を巡る現下の情勢は、極めて困難な様相を呈しており、支配階級ブルジョワジーの支配基調を確定し得ないのと同様に革命主体自身も根底的な危機の状況に至っている。五月二九日、法制審最終答申以降、刑法改悪に対する大衆運動の停滞性は時代性による主体の後退戦というよりは、むしろ、主体自身の思想原理や政治概念が時代状況として抽出できないことによる。九月二〇日、法務省は法務省官僚による「刑法改正をどう考えるか」と題する国民向け啓蒙パンフを日弁連の刑法「改正」阻止実行委員会、刑法学者の「対案グループ」の批判に応える形で提出してきた。また新左翼諸集団は自己の革命概念の転換を迫られているにも拘らず旧来の行動思想と情勢の現象的課題を時系列化し「課題」と戦略的環と行動思想とを接木させて事態の加速性を乗り切ろうとしている。〈インフレ−刑法〉問題は国家の幻想構造と経済社会構成との累積度の異差性であり、歴史的矛盾が地域性として露出することに世界性の側から回答できず、……能故、事態の矛盾は〈戦争の不可能性と不可避性〉という形で進行……実践的水準を鮮明化すると伴に、擬似的な共同体思想を接木しなが……

〈刑法闘争〉と政治概念の再生

現下の政治・社会情況において私達が自らの実践的環として時代思想・支配基調を引き寄せることは極めて困難な課題であり、多くの労力を必要とする。

私達の経験から判断すれば、政治運動の退潮と解体の状況は時代的な客観性の側から規定される場合も多いが、同時に、主体の側の情況認知の透視力の衰退や思考方法自身が根源的なところで転換を迫られているにも拘わらず、何処かで経験的事実に「執念」をもって自己解体を必死に保身していることによる場合も少なからず有していると言ってよい。

この様な流動する情況において私達は試行錯誤であれ、自らの日常生活の繰り返しのなかで体験し悪戦苦闘している諸矛盾と真向から対決し、それ自身を歴史的現実として抽象化する徒労にも似た作業を日々繰り返し検証する過程を大切にしなければならない。この事は、実は「生活の恒常性」に耐うる思想原理を抽出し、事態の加速性に足下を払われないことを示す唯一の運動である。

私達には「思想の特効薬」など持ち合せていない。

断片的な事実の羅列に経験的事実の価値判断の尺度を当はめ、それとの距離の断層に「革命性」を付与しても、時代と状況の根源とに触れることは極めて難しい。私達の困難性は、世界の事象や日々の日常的生活域の諸事実を扱うときに個別性は何処までも個別性であるということと、個別的なものを歴史的抽象として扱い対象化するときの引き寄せの構造を主体の内部構成の側でうまく像を結べない、相互了解ができないということである。

私達は情勢・情況の突端的課題の所在を正確に分析し、価値判断を加えうる構想力と経験力を駆使して具体的個別的課題を引き寄せ蓄積しなければならない。そのためには、断えざる思考の訓練と鋭い情況認知の感性力とを自己練磨せねばならない。

私達が 秋期闘争 の政治実践の「環」として定めた〈インフレ−刑法〉闘争に対して「刑法闘争」に引き寄せた現下の思想的実践的な水準を確定するとともに、内容深化と私達の進むべき道筋を鮮明化する必要がある。ここでは総体的な情勢の基調から導き出すというより、政治課題としての刑法闘争の位相に限定し、そこから支配者層の七〇年代中期から八〇年代へと到る構想を分析したい。

刑法改悪に対する闘いの組み方に関して、私達の周囲には多種多様な諸見解が飛び交い、自らの論理性を自画自賛している状況が進行している。しかも、特徴的には戦後市民主義者を中心として憲法理念の真偽をめぐって争われている事態と、それに歯牙をかけることができず何処かで円環構造を創っている「新左翼」諸集団の水準の党派性の衰退状況である。私達自身もこれから決して自由であるとは考えておらず、むしろ、象徴的事態として抽出し、主体的に引き寄せて問題の所在を探る必要があると考える。

実は、刑法闘争の主要な課題というか、時代と状況の交点を政治思想として把握するためには、刑法闘争をめぐる思想的党派性の基準の評価であり、運動−組織表現の異差性として表われてくる根拠を私達は根底的な位相で再点検しなければならないということである。

それは、刑法闘争を通して表出する運動主体の内在的な論理構造が何によって成立しており、一体自らが政治表現を獲得してゆく内在的な過程というものが、ある抽象性として何処まで相対化することができるのか、ということを私達に問うている。

伝統的な日本の左翼思想や行動思想の党派性の基準は、「信仰」や「執念」へと収斂しやすい自然意識と政治概念や党派性の共同性とを接木している。それは、信仰と宗教的倫理以外に〈場〉を獲得することができず、決して時間性へと還元されないで歴史的条件や自然的条件へと部分化され自己解体してゆく以外にない。

この様な左翼風土のなかで、様様な無数の現実が彷徨するなかで自らの思想の党派性を政治運動の内在性として持続させるには、不断に国家本質と民衆の歴史的定在様式との相互性を抽象化してゆく作業が要請され、政治概念の再生が急務である。

刑法闘争の運動の論理は根源的なところで自集団の共同性の核や自らの政治概念の歴史水準を問うであろうし、しかも、旧来の情勢分析、（否、現状分析といった方が妥当かもしれない）の微かの違いが戦略論争の基準に据えられ、党派闘争から集団間抗争にまで至る論理構造の倒錯ではなくて、自らの政治思想の基盤が実体概念ではなくて国家の歴史水準の何処を押え、如何なる時代尺度をもって評価しているのかということを私たちも含めた全ての集団に突き衝けるであろう。何故なら、〈法〉というものは国家−民衆共同性の歴史累積の時代表象の「結果」でしかすぎず、言語化された段階で既に共同規範として民衆日常の疎外の構造を生み落しているのであり、しかも、それ自身を規制する歴史概念としての広義の意味の法概念と法の内部構造の支配意志の「形式と内容」を歴史性として抽出しないかぎり、どの様な判断規準、評価規準も現存の秩序と価値観の範囲での論争へと終始するであろう。

……

戦後支配思想の荒廃と民衆意識の解明

……

刑法改悪を巡る諸動向と実践的批判

……

民主的契機と〈憲法−刑法〉闘争への序

……

（一面よりつづく）

赤燈社報告

全国の同志、友人諸君の熱い連帯と助力により、九月三十日に高[illegible]同志を奪還したことを報告したい。また心からの感謝の意を表したいと思う。

また、九月十七日に69年[illegible]闘団の判決が決定したことを報告したい。

高[illegible]修一年六ヶ月（執行猶予[illegible]年）

[illegible]井[illegible]平一年四ヶ月（三年）

会沢[illegible]一年二ヶ月（三年）

また、九月十九日には[illegible]大闘争の判決が下ったことも報告しておきたい。[illegible]一年から六ヶ月の実刑で、全員執行猶予三年という全く不当な判決であったことを明らかにしておきたい。

共産同理論機関誌

叛旗

第九号

定価四〇〇円（〒代一二〇）

戦後革命運動の鞍部と拠点＝三上　治

—党派抗争と権力構想—

生活圏の変容とかくめい＝神津　陽

—集団的疎外と日常価値—

支配の危機と情勢の旋回軸＝共産同　政治局

—インフレ闘争の前進のために—

「SECT6＋大正闘争資料集」

—増刷版—　／定価一〇〇〇円（〒代一四〇）

「叛　旗」八号　—　好評発売中／定価六〇〇円

「叛　旗」七号　—　残部僅少／定価四〇〇円

編集／共産主義者同盟「叛旗」編集委員会

発行／蒼氓社

新宿区百人町1の11の31　斎藤ビル内

発行赤灯社　B5版七〇頁

煉獄の炎

白昼の日常と重き明日に向って

定価　400円

特集号

刑法改悪阻止闘争の現段階とわれわれの課題

情勢の基本動向と時代思想の水準／刑法の歴史的変遷の構造と階級闘争の貫徹／総括と展望—刑法改悪阻止に向けて

われわれの経験と総括

11・19沖縄闘争小括／われわれの克服すべき諸課題／救対よりの提起／〈八年

獄〉での我々の立……の革命的……裁判闘争……七四・初……

獄中から……

5月17日……

6月1日……